

佐賀県告示第 93 号

次の加入区において平成 21 年 3 月 17 日に発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、平成 25 年 3 月 16 日限り消滅した。

平成 25 年 3 月 19 日

佐賀県知事 古 川 康

加入区

諸富町加入区、広江加入区、久保田町加入区、福富町加入区、太良加入区、浜崎加入区、唐津市加入区、屋形石加入区、加部島加入区、外津加入区、高串加入区、大浦浜加入区、波多津加入区